

総合科・そら組 会則

第1条（名称）

本会は、総合科・そら組と称する。

第2条（目的）

本会は、シニア自然大学校の調査研究部に属し、「仲間とともに、人と自然の営みに親しむ」をモットーに、①自然観察や自然工作 ②歴史・文化学習 ③企業活動や施設見学学習 ④社会貢献活動（小学校自然ふれあい教室）の四つの柱で生涯学習活動を楽しむことを目的とする。

第3条（活動）

1. 活動計画は、企画会議での検討結果をベースに企画案をまとめ、3か月単位に全体会議で決定する。
2. 全体会議では、提案された企画案を全体会で討議し、活動内容を決定する。その後個々の活動内容については担当班が詳細を計画し、メーリングリストで配信する。
3. 定例活動日は、次のとおりとする。但し気象条件等により活動を中止し、又は活動を休止することができる。
 - (1) 毎週金曜日
 - (2) 一泊研修は、原則として木曜日及び金曜日
 - (3) 大学校祭（万博NF）の活動日が金曜日と異なる曜日の場合は、当該金曜日活動を休止する。
4. 8月13日から同月16日（お盆期間）、12月28日から翌月1月4日（年末年始期間）までは活動を休止する。
5. 定例活動以外にオプション活動を実施する場合は、運営会議の事前承認を要する。

第4条（会員）

1. シニア自然大学校本科ないしシニアシティカレッジ修了生で、本会のモットー及び目的に賛同し、所定の手続きを終えて入会した者を会員とする。
2. 会員は、所定の年会費を納めるとともに、別途定める「運営ルールと会員心得」を順守し、活動の円滑な推進と会員相互の親睦に努めなければならない。

第5条（組織・体制）

1. 本会に全体会議、運営会議、班長会議、および企画会議を設ける。
2. 本会の運営を円滑に推進するため、次の役員を置く。
 - ①運営会議
幹事：1名（班長会議責任者を兼務）、副幹事：若干名、運営委員：複数名
全体と統轄、会計、ホームページとメーリングリスト運営、定例活動の計画チェック、保険担当などを分担する。
 - ②班長会議
班長：各班に1名、副班長：各班に若干名
 - ③その他
各班から推挙された企画会議メンバー若干名、監査1名、会場予約担当1名

第6条（全体会議）

1. 全体会議は、本会の最高議決機関として全会員により構成し、定期全体会議および幹事の招集する臨時全体会議を適宜開催する。
2. 全体会議は、以下の事項について議決する。
 - ①前年度の活動結果及び決算状況
 - ②第5条2項で定めた役員の選任
 - ③本年度の活動計画及び予算
 - ④会則の変更
 - ⑤その他運営会議及び班長会議において重要と認め、付議された事項

3. 全体会議は、会員の過半数の出席により成立し、議決は出席した会員の過半数によって決する。
4. 全体会議の議長は、幹事がこれにあたるが、幹事に事故ある時は副幹事が代わる。

第7条（運営会議）

1. 運営会議は、幹事、副幹事、運営委員で構成し、原則として3カ月に1回程度開催する。この他幹事が必要と認めた時、臨時に召集し開催する。
2. 運営会議は、以下の事項を審議・議決する
 - ①全体会議に付議すべき事項
 - ②全体会議で議決した事項の執行に関する事項
 - ③予算執行と会計業務
3. 運営会議は、運営委員の過半数の出席により成立し、議決は出席した運営委員の過半数によって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 運営会議の議長は、幹事がこれにあたるが、幹事に事故あるときは副幹事がこれに代わる。
5. 運営会議の議事については、議事録を作成する。

第8条（班長会議）

1. 班長会議は、幹事、副幹事、各班長、各副班長で構成し、原則行事日の昼食休憩時間に開催する。
2. 班長会議は、行事全般の連絡・調整を主たる役割とするが、重要と認められる事項が生じた場合運営会議や全体会議の開催を求めることができる。

第9条（役員の職務と任期）

1. 幹事は、本会を代表し全体を統括する。
2. 副幹事は、幹事を補佐し幹事に事故あるときはその職務を代行する。
3. 運営委員は、運営会議メンバーとして活動推進と充実のために与えられた役割を担当する。
4. 班長は、班の中心として班内の連絡・行事の企画にあたり、担当行事の実施に責任を持つ。
5. 副班長は、班長を補佐し、班の運営に協働して責任を持つ。
6. 監査は会計年度終了後、全体会議にて決算報告を行う。
7. 会場予約担当はそら組の全体会議を中心とする会場の予約を担当する。
8. 役員の任期は、原則2年とし再任は妨げない。役員候補は自薦・他薦によって選出し、全体会議で承認する。
9. 任期途中の役員の補充・変更は、運営会議で審議し全体会議で承認する。

第10条（企画会議）

各班から自薦他薦された数名のメンバーによって年4回程度開催し、通常企画プランの詳細を検討し、その検討案を全体会で審議決定する。

第11条（同好会）

会員相互の親睦を図るため運営会議に事前に届け、同好会を設けることができる。

第12条（顧問及び常任講師）

1. 本会の活動及び会員のレベルアップのため、知識・経験豊富な顧問ないし常任講師を置くことができる。
2. 顧問及び常任講師は会員に限らない。
3. 顧問及び講師の手当ては別途定める。

第13条（退会）

1. 会員が本会を退会したいとき、速やかに幹事に連絡しなければならない。
2. 期中退会があっても、年会費の返還は行わない。

第14条（資金及び会計）

1. 本会の資金は、シニア自然大学校本部から割り当てられた予算と個別自己負担金で賄う。
2. 本会の運営に関する費用は、別途定める基準により処理する。
3. 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

第15条（その他）

1. 本会則を補うため、別途附則を定めることができる。
2. 本会則は、会員の発議を受け運営会議で審議し、全体会議の承認により改訂することができる。
3. 本会則は、2016（平成 28）年 3 月 25 日に開催する全体会議の承認をもって発効する。

附則

1. 2017 年 3 月 31 日の全体会議の承認をもって改定する。
2. 2019 年 3 月 29 日の全体会議の承認をもって改定する。